宛先　桐生市長

届　出　書

　保育認定を申請する児童の（　父　・　母　）　　　　　　　　　　は、次の理由により児童の保育が困難であることを届出いたします。

理由（該当する番号に○をつけてください）

1. 求職活動を行っているため

求職活動を求人情報誌や新聞の求人広告・インターネットの求人情報サイトの閲覧、知人等の紹介のみで行っており、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合、求職活動での認定を行うことができません。

求職活動での認定を行うには、**ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会への参加等の活動**が必要です。

1. 起業準備を行っているため

以下を同意の上、申請いたします。（☑をつけてください）

□ 保育認定を受けてから９０日以内に就職し、就労証明書を提出いたします。

□ ９０日以内に就労証明書を提出できない場合は、家庭での保育が可能ということで、

保育認定を取消しとされても異議を申し立てません。

　　　年　　　月　　　日

施　設　名

保護者氏名

児童氏名